

京 都 大 学 に お け る 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(総括保護管理者)</p> <p>第3条 本学に、保有個人情報の適正な管理を行うため、総括保護管理者を置き、<u>法務・コンプライアンス担当の副学長</u>をもって充てる。</p> <p>2 総括保護管理者は、本学における保有個人情報の管理に関する事務を総括する。</p> <p>(中 略)</p> <p>第2章の2 教育研修</p> <p>第6条の3 (略)</p> <p>2 最高情報セキュリティ責任者(セキュリティ対策規程第4条に定めるものをいう。)は、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員等に対し、保有個人情報の適切な管理のために必要な情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関する教育研修を行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第13条 職員等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、職員等は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。</p> <p>(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>(2) } (略)</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(中 略)</p> <p>(開示請求書の補正)</p> <p>第21条 前条により提出された開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示窓口(診療情報開示窓口を含む。第23条を除き、以下同じ。)において、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、開示請求者に対し、必要に応じて補正の参考となる情報を提供するものとする。</p> <p>(中 略)</p> <p>(手数料)</p> <p>第31条 開示請求者は、第20条の規定による請求</p>	<p>(総括保護管理者)</p> <p>第3条 本学に、保有個人情報の適正な管理を行うため、総括保護管理者を置き、<u>総務担当の理事</u>をもって充てる。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>第2章の2 教育研修</p> <p>第6条の3 (同 左)</p> <p>2 最高情報セキュリティ責任者(セキュリティ対策規程第4条<u>第1項</u>に定めるものをいう。)は、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員等に対し、保有個人情報の適切な管理のために必要な情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関する教育研修を行うものとする。</p> <p>3 (同 左)</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第13条 } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>(1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。</p> <p>(2) } (同 左)</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(開示請求書の補正)</p> <p>第21条 前条<u>第1項</u>により提出された開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示窓口(診療情報開示窓口を含む。第23条を除き、以下同じ。)において、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、開示請求者に対し、必要に応じて補正の参考となる情報を提供するものとする。</p> <p>(手数料)</p> <p>第31条 開示請求者は、第20条の規定による請求</p>

改 正 前	改 正 後
<p>を行う際に、併せて手数料を開示窓口において現金で納付しなければならない。</p> <p>2 手数料の額は、開示請求に係る保有個人情報記録されている法人文書1件につき、300円とする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、診療情報開示窓口における開示請求に係る手数料の納付方法については病院の保護管理者の、手数料の額については京都大学医学部附属病院諸料金規程（昭和40年達示第2号）の定めるところによる。</p> <p>4 保有個人情報の開示を受ける者で保有個人情報の写しの送付を希望するときは、前条の規定による申出を行う際に、併せて郵送料を郵便切手で納付しなければならない。</p> <p>（中 略） （手数料）</p> <p>第46条の10 法第44条の9（法第44条の12第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により本学と国立大学法人京都大学非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、<u>本学</u>の定めるところにより、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) 法第44条の8第1項において準用する独立行政法人等情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与える第三者一人につき210円（当該機会を与える場合に限る。）</p> <p>(2) 国立大学法人京都大学非識別加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円</p> <p>(3) 国立大学法人京都大学非識別加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）</p> <p>2 前条の規定により本学と国立大学法人京都大学非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、<u>本学</u>の定めるところにより、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) 次号に掲げる者以外の者 法第44条の9の規定により本学と当該国立大学法人京都大学非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が前項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額</p> <p>(2) 法第44条の9（法第44条の12第2項において準用する場合を含む。）の規定により本学と当該国立大学法人京都大学非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円</p> <p>（中 略）</p>	<p>を行うに当たっては、<u>総長</u>が別に定める方法により手数料を納付しなければならない。</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>（同 左）</p> <p>（手数料）</p> <p>第46条の10 法第44条の9（法第44条の12第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により本学と国立大学法人京都大学非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、<u>総長</u>の定めるところにより、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>（同 左）</p> <p>2 前条の規定により本学と国立大学法人京都大学非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、<u>総長</u>の定めるところにより、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>（同 左）</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(関係省庁との連携)</p> <p>第47条の2 本学は、保有個人情報の適切な管理にあたって、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）を踏まえ、関係省庁と緊密に連携して行うものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(関係省庁との連携)</p> <p>第47条の2 (同 左)</p> <p><u>(法務・コンプライアンス担当の副学長の協力)</u></p> <p>第47条の3 <u>総括保護管理者は、本学における個人情報の保護に関し必要があると認めるときは、法務・コンプライアンス担当の副学長に対して協力を求めることができる。</u></p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成30年6月1日から施行する。</p>